

茨城県報 第5610号

昭和43年5月30日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則

(公安委員会)

- 派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部改正(警務課).....1

告 示

- 江戸崎町内のあらたに生じた土地の確認、及び編入(地方課).....4
●救急病院に該当しなくなった医療機関(医業務課).....4
●八原土地改良区の設立の認可(耕地第二課).....4
●同土地改良区の設立当時の役員(〃).....4
●青果物市場の開設期間の更新(県北農林事務所).....5
●中根第二土地改良区役員の就退任(水戸土地改良事務所).....5
●辰ノ口堰土地改良区役員の就退任(常陸太田土地改良事務所).....6

- 津澄中部土地改良区役員の就退任(鉾田土地改良事務所).....7
●島並土地改良区役員の就退任(〃).....8
●行方村於下土地改良区役員の就退任(〃).....8
●新利根上流土地改良区役員の就退任(江戸崎土地改良事務所).....9
●築地狭間土地改良区役員の就退任(下館土地改良事務所).....9
●大山村土地改良区役員の就退任(境土地改良事務所).....10

(公安委員会)

- 道路の通行の禁止、制限その他の交通規制の一部改正(交通企画課).....10

公 告

- 昭和42年度茨城県保母試験追加合格者(児童家庭課).....11
●毒物劇物取扱者試験について(医業務課).....11

規 則

(公安委員会)

茨城県公安委員会規則第7号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和43年5月30日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安右衛門

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2 (1)警察官派出所の名称、位置受持区域の部水戸警察署の款馬口旁町警察官派出所及び

大工町警察官派出所の項を次のように改める。

末広町警察官派出所	水戸市末広町 1丁目4番21号	第1区	水戸市曙町, 堀原町, 南袴塚町
		第2区	水戸市渡里町の内錦1, 2, 3, 4区, 小岩井
		第3区	水戸市愛宕町, 袴塚3, 4丁目
		第4区	水戸市袴塚町1, 2丁目, 谷中町3丁目
		第5区	水戸市末広町3丁目, 上水戸3丁目
		第6区	水戸市松本町の内12, 13, 14, 15, 16番 松本町4, 5丁目
		第7区	水戸市松本町の内1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11番, 末広町2丁目
		第8区	水戸市末広町1丁目, 新荘3丁目の内5, 6, 7, 8番, 七幡町の内11, 12, 13, 14, 15, 16番
		第9区	水戸市上水戸町1丁目
大工町警察官派出所	水戸市大工町 1丁目2番29号	第10区	水戸市金町3丁目の内1, 4, 5番, 栄町2丁目の内 2, 3, 6, 7, 8番, 八幡町の内1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10番
		第11区	水戸市新荘1丁目, 3丁目の内1, 2, 3, 4番, 大工町3丁目の内2, 5番
		第12区	水戸市栄町1丁目, 栄町2丁目の内1, 4, 5番
		第13区	水戸市五軒町3丁目, 泉町3丁目の内2, 3, 4, 5, 6番
		第14区	水戸市新荘2丁目, 大工町3丁目の内6, 12番
		第15区	水戸市大工町3丁目の内1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 11番, 緑町1丁目の内5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15番, 緑町2丁目, 緑町3丁目の内1, 2, 3, 4, 5, 6, 7番
		第16区	水戸市大工町1, 2丁目, 緑町1丁目の内1, 2, 3, 4番
		第17区	水戸市泉町3丁目の内1, 7番, 天王町の内4, 5, 6, 7, 8, 9番, 常磐町1丁目の内1, 2番, 常磐町2丁目の内1, 2, 3, 7番
		第18区	水戸市元山町1, 2丁目
		第19区	水戸市常磐町1丁目の内3, 4, 5番, 常磐町2丁目の内 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14番

同部同款石川町警察官派出所の項を次のように改める。

石川町警察官派出所	水戸市新原町 3078	第52区	水戸市上水戸2丁目, 西原町4区
		第53区	水戸市西原町5区, 6区の一部(山根市道東側)
		第54区	水戸市西原町6区(山根市道東側を除く。), 7区
		第55区	水戸市東原1, 2, 3丁目, 緑町3丁目の内8, 9, 10番, 赤塚町の一部(第2陸橋市道の東側)
		第56区	水戸市石川町の一部(国道南側)
		第57区	水戸市石川町(国道南側を除く。), 堀町の一部(水戸拘置所以南, 野田原)
		第58区	水戸市新原町

同部同款千波町警察官派出所の項の次に次の項を加える。

赤塚町警察官派出所	水戸市大塚町 1852の2	第64区	水戸市河和田町の内東巡見, 西巡見, 赤塚町の内駅前通りの北側, 筑見
		第65区	水戸市赤塚町2, 3丁目, 宮東, 新町, 明神町
		第66区	水戸市河和田町の内谷田, 北組, 坏, 宮原, 赤塚町の内宮原住宅, 駅前通りの南側
		第67区	水戸市大塚町, 金谷町, 飯島町, 中丸町
		第68区	水戸開江町, 全隈町, 谷津町, 木葉下町, 加倉井町

同表(2)警察官駐在所名称, 位置受持区域の部水戸警察署の款中

赤塚警察官駐在所	水戸市河和田町	水戸市赤塚町(第2陸橋市道東側, 常磐台, 春日台を除く。)河和田町の内桜川以北(第10区を除く。)
----------	---------	--

および

大塚警察官駐在所	水戸市大塚町	水戸市大塚町, 加倉井町, 金谷町, 中丸町, 飯島町
全隈警察官駐在所	水戸市全隅町	水戸市開江町, 全隅町, 谷津町, 木葉下町

を削る。

附 則

この規則は, 昭和43年6月1日から施行する。ただし, 末広町警察官派出所, 大工町警察官派出所および石川町警察官派出所に係る改正規定は昭和43年5月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第632号

地方自治法第9条の5第1項の規定により稲敷郡江戸崎町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認し、同地域を地方自治法第260条第1項の規定により江戸崎町大字江戸崎字浜町に編入する旨、同町長から届け出があつた。

昭和43年 5 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字浜町甲3013番地の3 地方公有水面埋立地 1,682 m^2

茨城県告示第633号

昭和40年 5 月6日救急病院として告示した次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院に該当しなくなつたので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和43年 5 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地
医療法人博仁会 志村大宮病院	那珂郡大宮町313番地

茨城県告示第634号

竜ヶ崎市貝原塚町1707に事務所を置く八原土地改良区の設立を、土地改良法第10条第1項の規定に基づき昭和43年 5 月22日認可したから、同法第3項の規定により公示する。

昭和43年 5 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第635号

八原土地改良区から次の者が設立当時の役員である旨、届け出があつたから、土地改良法第18条の規定によつて告示する。

昭和43年 5 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住 所	氏 名	摘 要
竜ヶ崎市薄倉町1915	大 久 保 操	理 事
〃 〃 1622	本 谷 茂	〃
〃 〃 1552	湯 原 勝 雄	〃
〃 〃 1670	湯 原 正	〃
〃 貝原塚町2109	谷 田 川 港	〃

〃	〃	2053	大	井	嘉	郎	〃
〃	〃	1891	石	塚		学	〃
〃	〃	1444	山	口	梅	吉	〃
〃	長峰町	827	矢	口	徳	郎	〃
〃	薄倉町	1369	鈴	木		晃	監 事
〃	〃	1602	本	谷	達	雄	〃
〃	貝原塚町	1902	木	橋	岩	雄	〃

茨城県告示第636号

茨城県青果物市場条例（昭和37年茨城県条例第69号）第7条の規定により、次の市場の開設期間の更新を許可したので、同条例第16条の規定により公示する。

昭和43年 5 月 30 日

茨城県県北農林事務所長 黒 沢 猛 雄

市 場 名	所 在 地	許 可 年 月 日	許 可 期 間
友部町青果食品市場	西茨城郡友部町太田町 1565の2	昭和43年 5 月 17 日	昭和42年 6 月 27 日から 昭和46年 6 月 26 日まで

茨城県告示第637号

茨城県勝田市大字中根5072番地中根第二土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届出があつたので、土地改良法第18条第16条の規定により公示する。

昭和43年 5 月 30 日

茨城県水戸土地改良事務所長 片 岡 賛

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
勝田市大字中根5072番地	理 事	海 野 正 元	理 事 長
〃 5353番地	〃	川 又 勘運寿	
〃 5306番地	〃	安 虎	
〃 5395番地	〃	海 野 久 寿	
〃 2706番地	〃	安 勝 吉	
〃 2710番地	〃	安 誠之助	
〃 5004番地	〃	安 金 朗	
〃 5050番地	〃	川 又 三 雄	
〃 5058番地	〃	安 豊 秋	
〃 2772番地	〃	海 野 昌 夫	
〃 5066番地	〃	海 野 孝 男	
〃 5040番地	〃	安 弥 一	
〃 2864番地	〃	安 喜 男	
〃 5354番地	〃	川 又 淳	
〃 5010番地	〃	海 野 富士雄	
〃 5154番地	〃	安 義 秋	
〃 5086番地	〃	海 野 仁 平	

〃	5076番地	監 事	海 野 繁之介
〃	2699番地	〃	安 弘
〃	5017番地	〃	安 正 芳

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
勝田市大字中根5072番地	理 事	海 野 正 元	理 事 長
〃 2699番地	〃	安 弘	
〃 5010番地	〃	海 野 富士雄	
〃 5040番地	〃	安 弥 一	
〃 5004番地	〃	安 金 朗	
〃 5173番地	〃	打 越 昌	
〃 2755番地	〃	西 野 清	
〃 5076番地	〃	海 野 定 之	
〃 2864番地	〃	安 喜 男	
〃 5066番地の1	〃	海 野 孝 男	
〃 5306番地	〃	安 虎	
〃 5354番地	〃	川 又 淳	
〃 5058番地の1	〃	安 三 代	
〃 2706番地	〃	安 勝 吉	
〃 5353番地	〃	川 又 勘運寿	
〃 5359番地	監 事	海 野 久 寿	総 括 監 事
〃 5154番地	〃	安 義 秋	
〃 2853番地	〃	安 昌 平	

茨城県告示第638号

那珂郡大宮町大字富岡200番地の1に事務所をおく辰ノ口堰土地改良区から、次のとおり役員が
就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年5月30日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 小 林 貞 良

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡大宮町大字塩原1384の2	理 事	住 谷 萬 喜	
〃 〃 〃 富岡 732	〃	金 子 義 一	
久慈郡金砂郷村大字花房 234	〃	小 室 慶太郎	
〃 〃 〃 大方 258	〃	荻 津 利 寿	
〃 〃 〃 大里 249	〃	佐 藤 右 馬	
〃 〃 〃 松栄2030	〃	安 彦之介	
常陸太田市島町2354の1	〃	斎 藤 勝 雄	理 事 長
〃 下河合町930	〃	山 田 栄 次	
〃 谷河原町837の1	〃	篠 原 芳之助	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡大宮町大字辰ノ口45	理 事	鈴木 豊重	
〃 〃 〃 富岡732	〃	金子 義一	
久慈郡金砂郷村大字松栄2030	〃	安 彦之助	
〃 〃 〃 花房 234	〃	小 室 慶太郎	
〃 〃 〃 大方1267	〃	広 木 廉	
〃 〃 〃 大里3112	〃	富 永 俊 夫	
常陸太田市下河合町930	〃	山 田 栄 次	
〃 島町2354の 1	〃	斎 藤 勝 雄	理 事 長
〃 天神林町1842	〃	宇佐美 弘	

茨城県告示第639号

行方郡北浦村大字繁昌に事務所をおく津澄中部土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年 5 月30日

茨城県鉾田土地改良事務所長 川 崎 久 吉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村繁昌 318	理 事	小林 光 寿	理 事 長
〃 〃 山田1245	〃	原 目 春	
〃 〃 繁昌 75	〃	横 田 松 夫	
〃 〃 〃 954 955	〃	斎 藤 延	
〃 〃 中根 89	〃	宮 内 忠 次	
〃 〃 繁昌 364の 2	〃	高 橋 善 三	
〃 〃 山田1973	〃	岡 里 作 衛	
〃 〃 〃 1297	〃	横 瀬 永 城	
〃 〃 〃 1318	〃	山 野 国 男	
〃 〃 〃 1208	監 事	内 野 国 造	
〃 〃 繁昌 804	〃	下河辺 栄	
〃 〃 中根 532	〃	大和田 英 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村繁昌 318	理 事	小林 光 寿	理 事 長
〃 〃 山田1245	〃	原 目 春	
〃 〃 繁昌 75	〃	横 田 松 夫	
〃 〃 〃 954 955	〃	斎 藤 延	
〃 〃 中根 533	〃	大和田 英 雄	
〃 〃 繁昌 364の 2	〃	高 橋 善 三	
〃 〃 山田1973	〃	岡 里 作 衛	
〃 〃 〃 1293	〃	原 目 喜七郎	

〃	〃	〃	1344	〃	千ヶ崎	実
〃	〃	〃	1208	監 事	内 野	国 造
〃	〃	繁昌	804	〃	下河辺	栄
〃	〃	中根	89	〃	宮 内	忠 次

茨城県告示第640号

行方郡麻生町大字島並に事務所をおく島並土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年 5 月 30 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 川 崎 久 吉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町島並 408	理 事	大 野 馨	理 事 長
〃 〃 〃 402	〃	松 沢 正 男	
〃 〃 〃 1304	〃	大 里 輝 男	
〃 〃 〃 558の1	〃	高 崎 博	
〃 〃 〃 133の1	〃	大 里 操	
〃 〃 〃 284	〃	小松崎 幸	
〃 〃 南 50	〃	小 島 武	
〃 〃 島並 377	〃	大 堀 一 男	
〃 〃 〃 460	監 事	八 品 庄 市	
〃 〃 〃 75	〃	小松崎 徳次郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町島並 378の3	理 事	大 里 重 助	理 事 長
〃 〃 〃 1350	〃	桑 島 寿	
〃 〃 〃 393	〃	横 田 信	
〃 〃 〃 4	〃	大 野 善之助	
〃 〃 〃 362の1	〃	大 里 勲	
〃 〃 〃 112	〃	大 里 芳 助	
〃 〃 〃 440	〃	羽 生 乾 蔵	
〃 〃 南 219	〃	大 貫 平 吉	
〃 〃 島並 85	監 事	箱 根 実	
〃 〃 〃 377	〃	大 里 幹 夫	

茨城県告示第641号

行方郡麻生町大字於下に事務所をおく行方村於下土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年 5 月 30 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 川 崎 久 吉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町於下 978	理 事	高 野 清兵衛	理 事 長
" " " 858	"	大 橋 寛 一	
" " 行方 677の 1	"	小 沼 義 雄	
" " 於下 594	"	滝ヶ崎 善 平	
" " " 1101の 1	"	高 野 春 次	
" " 五丁田267	"	大 輪 大三郎	
" " 舟子 368	"	大 島 勲	
" " 行方 650	監 事	小沼 勇右衛門	
" 麻生町於下1061	"	高 野 利 民	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町於下1002	理 事	磯 山 周 二	理 事 長
" " " 939	"	高 野 翠	
" " " 1101の 1	"	高 野 春 次	
" " " 720	"	鬼 沢 勇	
" " 行方 534	"	小 沼 喜 衛	
" " 五丁田60	"	鈴 木 尚 三	
" " 舟子 365	"	大久保 欽 司	
" " 於下1061	監 事	高 野 利 民	
" " 行方 743	"	箕 輪 信	

茨城県告示第642号

稲敷郡利根村大字角崎407の5番地に事務所をおく新利根上流土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年 5 月 30 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 古 田 土 湜

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡河内村大字生板741	理 事	山 田 高	

茨城県告示第643号

真壁郡明野町大字築地232番地に事務所をおく築地狭間土地改良区理事長から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年 5 月 30 日

茨城県下館土地改良事務所長 上 野 秀 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡明野町大字築地223	監 事	中 島 健十郎	
" " " 258	"	山 口 作 馬	

〃 〃 〃 鷺島559の内 2 〃 山 口 喜一郎

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡明野町大字築地223	監 事	中 島 健十郎	
〃 〃 〃 258	〃	山 口 作 馬	
〃 〃 〃 鷺島559の内 2	〃	山 口 喜一郎	

茨城県告示第644号

猿島郡総和町大字前林に事務所をおく大山沼土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年 5 月30日

茨城県境土地改良事務所長 錢 谷 守 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡総和町大字砂井新田129	理 事	梅 山 外 市	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡総和町大字砂井新田129	理 事	梅 山 庄 一	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会第 9 号

道路の通行の禁止、制限その他の交通規制(昭和36年茨城県公安委員会告示第 5 号)の一部を次のように改正し、昭和43年 5 月30日から施行する。

昭和43年 5 月30日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安右衛門

駐車禁止の部備考(8)号の次に次の 1 号を加える。

(9) 選挙運動用自動車街頭演説等のために使用中の車両。(ただし、国道 4 号線の古河市三杉町2694番地先から同市住吉町940番地先まで、国道 6 号線の土浦市大町1146番地先から同市真鍋町2463の 3 番地先まで、水戸市千波町 1868の 3 番地先から同市三の丸 2 の13番20号地先まで、日立市成沢町1869番地先から同市助川町 2 の15番19号地先まで、同市宮田町 3 の 5 番19号地先から同市宮田町 5 の 1 番 1 号地先まで、国道50号線の水戸市大工町 1-の 2 番29号地先から同市宮町 1 の 1 番地先までおよび 国道51号線の水戸市宮町 1 の 1 番地先から同市浜田町323番地先までを除く。)

公 告

●昭和42年度第2回茨城県保母試験追加合格者

昭和42年度第2回茨城県保母試験に合格した者を次のとおり追加する。

昭和43年 5 月 30 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

受験番号	氏 名
153	中 村 洋 子
170	草 野 し め 子
190	杉 原 由 吏 子

●毒物劇物取扱者試験について

毒物及び劇物取締法（昭和25年 法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する 毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和43年 5 月 30 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

試 験 期 日	種 別 及 び 内 容	場 所	願書締切 期 日
8 月 4 日(日) 午前10時～ 正午	筆記試験 1 毒物劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物 劇物取扱者試験にあつては毒物 劇物取締法施行規則（昭和26年厚 生省令第4号。以下「規則」とい う。）別表第1に掲げる毒物及び 劇物、特定品目毒物劇物取扱者試 験にあつては規則別表第2に掲げ る劇物に限る。）の性質及び貯蔵 その他取扱方法	水戸市北三の丸 1 番地 茨城県立 水戸第一高等学校	昭和43年 7 月 15 日
8 月 4 日(日) 午後1時～ 5 時	実地試験 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物 取扱者試験にあつては規則別表第1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒 物劇物取扱者試験にあつては規則別 表第2に掲げる劇物）の識別及び取 扱方法		

なお、都合により試験期日及び場所を変更したときは、出願者に通知する。

1 受 験 資 格

次に掲げる各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 年齢18年に満たない者
- (2) 精神病患者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
- (3) おし、つんぼ、盲又は色盲の者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 提出書類

- (1) 受験願書(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 写真

手札型(8cm×12cm)、正面、上半身無帽で出願前6カ月以内に撮影したもので、受験願書と同じ大きさの紙にはりつけ、その台紙に氏名、年齢及び撮影年月日を記入のこと。

- (5) 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又は色盲者でない旨の医師の診断書。

3 手数料

手数料500円は、茨城県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。(消印しないこと。)

4 受験願書等の提出先

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県衛生部医薬務課

5 受験票の受領等について

受験票は、出願者あて郵送する。

なお、昭和43年7月31日までに受験票が到着しない場合は、上記4願書提出先まで問い合わせること。

別記様式

収入証紙はり付け欄
500円

毒物劇物取扱者試験願書

本 籍

住 所

氏 名 ふ り が な

明・大・昭 年 月 日生

毒物及び劇物取締法第8条第3項の規定により
一般 農業用品目 毒物劇物取扱者試験を受験したい
特 定 品 目
ので関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名

Ⓔ

茨城県知事 岩上二郎殿

備考 一般, 農業用品目及び特定品目のうち受験するものを()印で朱書すること。

~~~~~

◀ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ▶

## ◇ 茨 城 県 報 ◇

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和42年4月1日から送料とも1ヵ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所